

平成30年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年7月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時45分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室
- 4 出席委員 18名
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一 | 2番・鷺尾 勲 | 3番・川上 和幸 | 4番・山口 喜松 |
| 5番・一宮 敏昭 | 6番・鹿野 直子 | 7番・松木 一幸 | 8番・笹田 文彦 |
| 9番・清水 利秋 | 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 |
| 13番・宮嶋 睦子 | 15番・吉田 清 | 16番・波能 隆 | 17番・柿木 和恵 |
| 18番・鈴木 剛 | 19番・幅崎 勝良 | | |
- 5 欠席委員 1名
14番・平 克洋
- 6 会議出席事務局職員
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 津村 事務局 長 | 加藤 事務局 次長 | 三浦 農地係 長 |
| 井上 農地係 主査 | 清原 農地係 主査 | 長根 農地係 主任 |
| 石山 農地係 主任 | 荒 農地係 主任 | 武田 農地係 主任 |
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦
- 9 議事内容
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 事務局。
- 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、14番平委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 7番松木委員、8番笹田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件の計3件でございます。
- 番号1番及び3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の効率化を図る案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
- 1番につきましては、譲渡人が高齢のため、所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えてますので、よろしくお願いします。
- 委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
- 番号2番につきましては、譲渡人が高齢のため所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の効率化を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
- 番号3番につきましては、譲渡人が所有農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件ということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号1番ないし3番までについて、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員

(「なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任) 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

本件は4月に開催した第1回定例農地部会において御審議いただき、平成30年6月15日付け上農務第4-1号指令により許可されておりますが、その後申請者から、6次産業化に係る国の補助事業(加工・直売施設整備事業)の活用を検討するため許可処分の取下願の提出があり、北海道に受理されております。

今回、補助事業の申請条件等に係る国との協議が進んできたことから、改めて転用の希望があり、申請がされたものです。なお、申請内容は前回から大きな変更はございませんが、説明させていただきたいと思っております。

では、議案第2号資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。

まず、位置図を御覧ください。

申請地は、JR東旭川駅から南南東方向へ3.2kmのところに位置します。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページのA3資料、意見書を御覧ください。

甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法施行規則第33条第1号に「都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設」に係る例外規定があり、本申請はこれに該当するものであります。

転用の確実性につきましては、資金計画上、金融機関の融資審査結果通知書の提出があり支障がないと思われれます。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われれます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、適切な被害防除施設の計画があり支障がないと思われれます。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(高倉 伸淳) はい、10番高倉です。

ただいま事務局から説明があったとおり、番号1番につきましては、4月に一度審議した農家レストランを新設するという案件であり、補助事業に係る国との協議も進んでいるということで、地区として問題ないと考えますので、よろしく御願いいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 (「なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任) 事務局。

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案第3号資料の位置図、土地利用計画図及び意見書案を御覧ください。まず、位置図を御覧ください。

申請地は、JR永山駅から北西方向へ2.2kmのところのところに位置します。次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページのA3資料、意見書を御覧ください。

甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号ハに「その他の特別の立地条件を必要とする農林水産省令で定める事業の用に供するため」とあり、農地法施行規則第35条第5号に「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る。)」という例外規定があり、本申請は、これに該当するものであります。

転用の確実性につきましては、資金計画上、残高証明書提出があり支障がないと思われれます。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われれます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、適切な被害防除施設の計画があり、支障がないと思われれます。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(松木 一幸) はい、7番松木です。

ただいま事務局から説明があったとおりですが、番号1番につきましては、既存施設の2分の1までの拡張ということであり、排水設備などの被害防除の計画から周囲の農地に悪影響を与えることはないと思われ、地区として問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 (「なし。」の声あり。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第3号異議なしと認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計

画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転につきましては、東旭川地区が2件、西神楽地区が2件の計4件でございます。

賃借権等設定につきましては、12件あり、地区ごとの件数といたしましては、江神地区が1件、西神楽地区が2件、東旭川地区が9件となっております。

集積面積は、約37haでございます。

内容について御説明いたします。

所有権移転の4件につきましては、あっせんによる売買が1件と、農地売買支援事業によるものが3件となっております。

賃借権等設定12件の内訳につきましては、新規賃借権設定案件が3件、賃借権の期間更新案件が5件、借主変更案件が2件、解約再設定が2件となっております。

これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1項に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（滝川 岳雪） はい、12番滝川です。

所有権移転の番号1番の案件につきましては、譲受人が、あっせんにより農地を取得し、参加法人へ貸し付けることにより経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。

所有権移転の番号2番の案件につきまして譲受人は、農業公社から農地を借り受けて耕作していましたが、期間満了に伴い譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○委員（波能 隆） はい、16番波能です。

所有権移転の3番及び4番につきまして、譲受人は、農業公社からこれらの農地を借り受けて耕作していましたが、期間満了に伴い譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし4番、賃借権等設定番号1番ないし12番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第5議案第5号「現地目証明願について」御説明いたします。

永山地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で3件、合計6件の願い出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果

は、表の中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

1番の土地につきましては、住宅1棟及び車庫1棟が建っており、農採地以外と判断しました。

また、2番の土地につきましては、通路、庭及び家庭菜園となっております、農採地以外と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。

3番の土地につきましては、倉庫1棟、住宅1棟及び家庭菜園となっております農採地以外と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。

4番の土地につきましては、以前から住宅1棟及び物置1棟が建っていたため、農採地以外と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

5番の土地につきましては、以前から原野化していたため、農採地以外と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。

6番の土地につきましては、以前から山林化していたため、農採地以外と判断しましたので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がありませんので、議案第5号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、永山地区で2件、江神地区で1件、東旭川地区で3件、合計6件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で2件、東旭川地区で3件、合計5件あり、こちらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。

本件につきまして報告書の提出があった法人は、1番から8番までの8法人でございます。これらの法人につきまして別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認いたしました。

また、資料末尾にお示しした3法人について、期限までに報告書の提出がなかったため、6月28日付けで督促の通知を送りました。

このうち、2番の法人につきましては、その後報告書が提出されましたので、要件を確認し、本日報告したところでございます。

以上でございます。

- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問ございませんか。
○委員 （「なし。」の声あり。）
○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。

これをもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第4回定例農地部会を閉会いたします。